

加工食品

製造者さん・加工者さん・輸入者さん・販売者さんでは

【主な義務表示の項目】

- 名称
- 原材料名
- 添加物
- 原料原産地名
- アレルゲン（アレルゲンを含む場合）
- 内容量
- 消費期限又は賞味期限
- 保存方法
- 食品関連事業者の氏名・住所
- 製造所等の所在地・製造者等の氏名
- 栄養成分の量及び熱量

ポイント3

アレルゲンを含む場合は、含む旨を表示しましょう。

- 表示が義務付けられている7品目
●小麦 ●卵 ●乳 ●そば ●落花生 ●えび ●かに
- 原材料に含まれる場合の表示方法
「○○（小麦を含む）」「○○（乳成分を含む）」
- 添加物に含まれる場合の表示方法
「○○（小麦由来）」「○○（乳由来）」

ポイント4

食品関連事業者の氏名と住所を表示しましょう。

- 食品関連事業者（表示の内容に責任を持つ者）の氏名（法人の場合は法人の名称）と住所を表示します。
- 食品関連事業者が製造所等と異なる場合には、枠外の食品関連事業者に近い場所に、製造所等を表示します。同一の場合には、製造所等の表示を省略できます。
●食品関連事業者：製造者、加工者、輸入者、販売者
●製造所等：製造者、加工者、輸入者

ポイント5

栄養成分の基本5項目を、必ず次の順番で表示しましょう。

- ①熱量 ②たんぱく質 ③脂質 ④炭水化物 ⑤食塩相当量

ポイント1

平成29年9月から、国内で製造される全ての加工食品に原材料の産地の表示が必要となりました。～切替は令和4年3月まで～

- 原料原産地表示の対象となる原材料
原材料に占める重量割合が最も高い原材料
- 表示方法
原則「国別重量順表示」。対象原材料が加工食品の場合「製造地表示」（国別重量順表示が困難な場合に、「又は表示」「大括弧表示」等が可能）
- これまで産地表示の義務であった22食品群と個別4品目については、現行どおり。また、「おにぎりのり」が新たに追加されました。

ポイント2

消費者に誤認を与えないよう、わかりやすい表示を行いましょう。

- 「名称」は商品名ではなく、一般的な名称を表示します。
(例) 惣菜、和菓子、米みそ等
- 「原材料名」は、食品添加物とそれ以外に区分して、重量割合の多い順から表示します。
- 輸入品の場合は、「原産国名」を表示します。
- その他、個別の「表示基準」が定められている食品もあります。
(例) 農産物漬物、みそ、乾しいたけ、ジャム類、レトルトパウチ食品等



加工食品の原材料となる食品の表示

一般消費者に販売する加工食品の原材料となる、業務用の生鮮食品及び加工食品には、次の事項の表示が必要です。

- 業務用生鮮食品
●名称 ●原産地 ●内容量等（特定商品のみ）
- 業務用加工食品
●名称 ●原材料名 ●原料原産地名（対象食品のみ）
●原産国（輸入品のみ） ●添加物 ●アレルゲン
●内容量等（特定商品のみ） ●消費期限又は賞味期限
●保存方法 ●食品関連事業者の氏名・住所
●製造所等の所在地・製造者等の氏名

食品表示についてのお問い合わせ・相談先

■法令・分野別相談窓口

- 食品表示法（品質事項）
県農業技術課 Tel.082-513-3586
広島市又は最寄りの権限移譲市町（連絡先は右表を参照）
- 食品表示法（衛生事項）
最寄りの県保健所又は市保健所（連絡先は右表を参照）
- 食品表示法（保健事項）
県健康対策課（広島市、呉市、福山市を除く） Tel.082-513-3076
最寄りの県保健所又は市保健所（連絡先は右表を参照）
- 健康増進法
最寄りの県保健所又は市保健所（連絡先は右表を参照）
- 景品表示法
県環境県民局 消費生活課 Tel.082-513-2732
- 薬機法
県健康福祉局 薬務課 Tel.082-513-3222
- 計量法
県商工労働局 イノベーション推進チーム Tel.082-513-3336
- 米トレーサビリティ法
中国四国農政局 広島県拠点 Tel.082-228-9552
- 牛トレーサビリティ法
中国四国農政局 広島県拠点 Tel.082-228-9628

■食品表示法（品質事項）の権限移譲市町

- | | | |
|--------|-------|-------------------|
| ●呉市 | 生活衛生課 | Tel.0823-25-3536 |
| ●三原市 | 農林水産課 | Tel.0848-67-6077 |
| ●尾道市 | 農林水産課 | Tel.0848-38-9212 |
| ●福山市 | 農林水産課 | Tel.084-928-1031 |
| ●府中市 | 農林課 | Tel.0847-43-7131 |
| ●三次市 | 農政課 | Tel.0824-62-6164 |
| ●大竹市 | 産業振興課 | Tel.0827-59-2130 |
| ●東広島市 | 農林水産課 | Tel.082-420-0939 |
| ●廿日市市 | 農林水産課 | Tel.0829-30-9143 |
| ●安芸高田市 | 地域営農課 | Tel.0826-47-4021 |
| ●江田島市 | 農林水産課 | Tel.0823-43-1642 |
| ●安芸太田町 | 産業振興課 | Tel.0826-28-1973 |
| ●北広島町 | 農林課 | Tel.050-5812-1857 |
| ●大崎上島町 | 地域経営課 | Tel.0846-65-3123 |
| ●世羅町 | 産業振興課 | Tel.0847-22-5304 |
| ●神石高原町 | 産業課 | Tel.0847-89-3337 |

■県保健所（代表電話）

- | | |
|-------------|------------------|
| ●県西部保健所 | Tel.0829-32-1181 |
| ●県西部保健所広島支所 | Tel.082-228-2111 |
| ●県西部保健所呉支所 | Tel.0823-22-5400 |
| ●県西部東保健所 | Tel.082-422-6911 |
| ●県東部保健所 | Tel.0848-25-2011 |
| ●県東部保健所福山支所 | Tel.084-921-1311 |
| ●県北部保健所 | Tel.0824-63-5181 |

※ 衛生事項は生活衛生課又は衛生環境課、保健事項は保健課又は厚生保健課となります。

■市保健所

- | | |
|-------------|------------------|
| ●広島市（食品表示法） | Tel.082-241-7404 |
| ●呉市（衛生事項） | Tel.0823-25-3536 |
| ●呉市（保健事項） | Tel.0823-25-3540 |
| ●福山市（衛生事項） | Tel.084-928-1165 |
| ●福山市（保健事項） | Tel.084-928-3421 |

加工食品の一括表示ラベルは新基準に切り替わっていますか？

～令和2年4月1日に新たな食品表示制度に完全移行しました～

適正表示推進者講習会について

食品の適正表示推進者による自主管理を始めませんか

近年、食品表示に関する消費者の関心が高まっており、食品表示について責任を有する食品事業者の適正な対応が求められています。

このため、広島県では、食品事業者において適正表示推進の核となる人材（食品の適正表示推進者）を育成する講習会を開催して自主管理を推進し、食品表示の適正化を図ります。詳しくは広島県ホームページを御覧ください。

事業の特徴

- 講習会を通じて、複雑・多岐にわたり、頻繁に改正等される食品表示関係法令の習得を支援します。
- 修了者に「食品の適正表示推進者証」を交付し、希望者には随時、食品表示に関する最新情報をメール配信します。

食品の適正表示推進者とは

- 取り扱う食品の表示をチェックします。
- 他の従業員へ適正表示を啓発します。
- 表示に関する最新情報を収集します。
- 表示内容を消費者へ分かりやすく説明します。
- 適正表示を推進する行政施策に協力します。

講習会に関するお問い合わせ

（一社）広島県食品衛生協会

Tel.082-212-1618

禁止表示事項

◆次のような表示や広告は認められていませんので、注意しましょう。

- ・健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示や広告（健康増進法）
- ・医薬品的な効能効果の標ぼう（薬機法）
- ・優良認等を与える表示や広告（景品表示法）

お知らせ

新基準に基づく表示に切り替えましょう

○平成27年4月1日、食品表示に関する3つの法律であるJAS法、食品衛生法、健康増進法の表示に係る部分を一元化した「食品表示法」が施行されました。これに伴い、食品表示に係る新たなルール「食品表示基準」に基づき表示を行うこととされました。

○生鮮食品については、平成28年9月30日に、加工食品については、令和2年3月31日に経過措置期間が終了しました。

なお、平成29年9月1日からの新たな原料原産地表示についての経過措置期間は、令和4年3月31日までです。

★詳しくは、消費者庁ホームページをチェック!!

【食品表示企画】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/